

判決年月日	平成26年12月4日	担当部	知的財産高等裁判所 第3部
事件番号	平成25年(ネ)第10103号 平成26年(ネ)第10020号		
○ 控訴人の製造販売する布類展張搬送機が、発明の名称を「アイロンローラなどの洗濯処理ユニットへフラットワーク物品を供給するための装置」とする本件特許に係る発明の技術的範囲に属し、本件特許には無効事由はないとして、本件特許の特許権者であった被控訴人1及びその専用実施権者であった被控訴人2の控訴人に対する損害賠償請求を一部認容した事例			

(関連条文) 特許法102条1項, 同条3項, 民法709条, 民事訴訟法260条2項
(関連する権利番号等) 特許第2690256号(本件特許)

本件は、発明の名称を「アイロンローラなどの洗濯処理ユニットへフラットワーク物品を供給するための装置」とする本件特許の特許権者であった被控訴人1(1審原告)及びその専用実施権者であった被控訴人2(1審原告)が、控訴人(1審被告)の製造販売する布類展張搬送機(控訴人製品)が本件特許に係る本件特許権を侵害すると主張して、控訴人に対し、控訴人製品の販売による逸失利益相当額の損害賠償を求める事案である。

原審は、控訴人製品が本件特許権を侵害すると認め、被控訴人1については民法709条に基づき3770万円及び遅延損害金の支払を、被控訴人2については民法709条, 特許法102条1項に基づき2億3993万7507円及び遅延損害金の支払を, それぞれ求める限度で被控訴人らの請求を一部認容した。

控訴人はこれを不服として控訴するとともに、民事訴訟法260条2項に基づき、原判決の仮執行宣言に基づき被控訴人らに支払った金員の返還を求める申立てをし、被控訴人1は、原判決が控訴人製品の海外販売分に係る同人の損害賠償請求を棄却した部分について附帯控訴した。さらに、被控訴人らは、附帯控訴により、当審において請求を拡張し、原審での請求に係る控訴人製品の販売期間以後、本件特許の特許期間満了日までの期間に係る損害賠償を新たに求めた。

本判決は、原審同様、控訴人製品が本件特許に係る発明の技術的範囲に属すると認め、控訴人による当審での新たな本件特許の無効事由の主張についてはこれをいずれも理由がないとした。

そして、被控訴人らの被った損害について改めて検討し、控訴人製品の欧州連合地域等での販売分に係る被控訴人2の損害に関して、「被控訴人製品については、実際には欧州連合地域等向けの受注がなく、(同地域への輸出の際に必要な)CEマーク取得のための費用の支出はされていない。そして、かかる費用は販売台数の増加により直ちに増加する性質のものとは認められず、変動経費に当たるとは解し難いものの、控訴人製品の代わりに被控

訴人製品を輸出していれば被控訴人1において当然に発生したであろう費用であると考えられる。そうすると、…欧州連合地域等向けに販売された控訴人製品…に代わる被控訴人製品の販売において直接必要な費用として、これに係る利益額から控除するのが相当である。」と判示して、同費用として300万円を被控訴人2の利益から控除し、被控訴人2の請求について、控訴人に対し2億3693万7507円及び遅延損害金の支払を命じる限度で原判決を変更した。

一方、本判決は、控訴人製品の海外販売分に係る被控訴人1の損害に関して、被控訴人2に対して専用実施権を設定した被控訴人1については特許法102条3項を適用する基礎を欠くとして、民法709条に基づく損害賠償請求の可否を検討し、「控訴人製品や被控訴人製品と海外の市場において事実上競合する可能性のある製品の有無については、定かではないといわざるを得ない」し、「控訴人製品の海外向け販売に必要な諸条件等についても明らかではない」から、「被控訴人1の損害に関する限り、控訴人製品の販売がなかったならば被控訴人2が被控訴人製品を同一数量販売することができ、被控訴人1が対応する実施料を取得することができたとの立証があったということは困難である。」と判示し、上記海外販売分について被控訴人2には特許法102条1項に基づく損害額の算定を肯定することとの不均衡をいう被控訴人1の指摘に対しては、「立証責任の所在が異なる以上、同一手続内であっても証拠関係により結果的に当事者毎に異なる認定となることは特段不自然なことではない」などとして、上記海外販売分に係る被控訴人1の附帯控訴を棄却した。

さらに、本判決は、控訴人の民訴法260条2項に基づく申立ては、被控訴人1に対し321万9573円及び遅延損害金の支払を求める限度で認容し、被控訴人らの当審における拡張請求は、被控訴人1については975万円及び遅延損害金の支払を、被控訴人2については9061万9458円及び遅延損害金の支払を、それぞれ求める限度で認容した。